

議案第31号

松戸市立高等学校の教育職員の給与等に関する特別措置に関する
条例の一部を改正する条例の制定について

松戸市立高等学校の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部
を改正する条例を別紙のように定める。

令和4年8月31日提出

松戸市長 本郷谷 健 次

提案理由

定年引上げを目的とした地方公務員法の改正に伴い、教職調整額の計算の基
礎となる俸給月額の特例を設けるほか、所要の改正を行うため。

松戸市立高等学校の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例

松戸市立高等学校の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例(昭和50年松戸市条例第13号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線の表示部分（以下改正前欄にあっては「改正前部分」と、改正後欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分の文言を削る。
- (3) 改正後欄に「（削除）」と存在するときは、それに対応する改正前部分の目次、章、条、項、号等の全てを削る。
- (4) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改 正 前	改 正 後
(定義) <p>第2条 この条例において「教育職員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭、講師（常時勤務の者及び地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める者に限る。）及び実習助手の職にある者をいう。</p>	(定義) <p>第2条 この条例において「教育職員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭、講師（常時勤務の者及び地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める者に限る。）及び実習助手の職にある者をいう。</p>
附 則	附 則
1～5 (略)	1～5 (略) <p><u>6 紙与条例附則第3項の適用を受ける職員の教職調整額の計算の基礎となる俸給月額は、同項の規定により算出された額とする。</u></p> <p><u>7 紙与条例附則第5項、第7項又は第8項の規定による俸給を支給される職員の教職調整額の計算の基礎となる俸給月額は、前項の規定による俸給月額とこれらの規定による俸給の額との合計額とする。</u></p>

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。
- (経過措置)
2 地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第6条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により採用された職員は、この条例による改正後の松戸市立高等学校の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例第2条に規定する短時間勤務の職を占める者とみなす。